

「9月19日 意見交換会 開催報告」

---

9月19日、江蘇省常州市において愛知県企業の皆さんを対象に第2回意見交換会を開催いたしました。

会場参加6名、オンライン参加4名、あわせて10名の方々にご参加いただきました。

今回は、上海開澤法律事務所 パートナー弁護士 王穏 先生を講師にお迎えし、「改正不正競争防止法—改正概要及び日系企業に与える影響について」をテーマに、ご講演いただきました。講演では、近年の中国市場で問題となっている模倣品や不公平な取引の事例を背景に、今回の改正点が整理されました。具体的には、①他社の商標や名前をまねて消費者を混乱させる行為の規制強化、②インターネット上での不正なレビュー操作やデータの不正利用への対応、③プラットフォームによる強制的な低価格販売の禁止、④大手企業による不合理な支払条件や取引強要の規制、といった点が挙げられました。これらはいずれも日系企業に関係の深い内容ですが、特に商標や取引条件に関しては、参加者の関心が集まりました。

後半の意見交換では、参加企業から実務に即した幅広い質問や意見が寄せられました。商標や知的財産の分野では先使用権の考え方や第三者による先取り登録のリスクが話題となり、実際に商標を「とりあえず登録しておく」ことの解釈や、その後の権利行使の難しさについて意見が交わされました。収賄・贈賄に関するリスク管理についても関心が高く、従業員の不正行為が会社責任に問われるケースや、社内規定の明確化・チェック体制の整備・処罰実績の記録など、日常的なコンプライアンス対応の重要性が強調されました。

取引条件に関しては、大手企業による不合理な支払期限や契約条項の問題が取り上げられ、中小企業の立場からは交渉上の難しさに対する懸念が共有されました。

さらに、接待や贈答については、月餅券の配布や食事接待の金額基準をめぐり、どこまでが「通常の付き合い」として認められるのか、また過度とみなされる場合のリスクについて具体的な事例が紹介され、日系企業として特に注意すべき点が確認されました。

---

私たち愛知県江蘇省サポートデスクでは、現地で事業展開をされている愛知県企業の皆さんにとって有益な情報を届けするとともに、企業同士のつながりや情報交換の機会を広げていけるよう努めてまいります。今後も、皆さんの課題や関心に寄り添った情報提供や交流の場づくりを進めてまいりますので、ぜひご活用いただければ幸いです。